



飯能市議会議員

鳥居のぶあき  
山鳩便り

ホームページをご覧ください

「鳥居のぶあき」の入力で検索できます

掲載資料

飯能市緑町 13-13  
電話、FAX とも  
042-974-0987  
平成 25 年  
特別号

裏面もあります

## 「海外プレゼン等に関する 100 条調査特別委員会」設置される

### <100 条調査特別委員会設置の経緯>

8 月 8 日 大久保市長就任

8 月 13 日 市長が市長室で副市長、総合政策部長、政策企画課長に民間企業を紹介。この会社からインドネシア交流プランの説明を受ける。**(このプランには市長の選挙公約や 8 月 22 日～26 日の飯能市がインドネシアを訪問及び年内に市長がインドネシア訪問、インドネシアの代表が飯能市を訪問、2014 年には留学生の交流事業などを行う計画が盛り込まれている。裏面参照)**  
**この場で、市長は職員を派遣するよう要請(指示)したとのこと。**

この計画は、市の事業計画に無く、議会にも報告されていないもの。

8 月 16 日 市長が市長室に副市長、教育長及び全部長を集め上記の計画を民間企業から説明させる。

8 月 22 日 インドネシアに向け市職員 1 名、市議会議員 2 名、民間企業 2 社(市内 1 社、都内 1 社) 出発

8 月 23 日 現地の農業団体の農場や日本語学校を視察訪問

8 月 24 日 観光 PR のブースで飯能市の観光 PR

8 月 25 日 市職員がパソコンを操作し、議員 2 名が飯能市の観光 PR のプレゼンを行う(夢馬など使用)。職員は現地の新聞に飯能の観光推進の PR コメントする(8 月 26 日のじゃかるた新聞 WEB 版)

8 月 27 日 5 名全員、日本に帰国 …8 月 22 日～26 日迄、上記の計画書の通りの行動(裏面参照)  
(8 月 23 日～26 日迄の記録が写真、動画付きで議員のブログに掲載されていた)

9 月 6 日頃から 議員のブログで 8 月 23 日～26 日が削除される(10 月 6 日頃に一部復活)

9 月 9 日 鳥居が「海外プレゼンに関する緊急質問」を行うが市長は、**インドネシアの行動は私的な事なので知らないと答弁**

9 月 19 日 議会の代表者会議で関係部長、課長、政策顧問から説明を受け、8 月 13 日、16 に民間企業からインドネシアとの交流計画を資料により説明されたとのこと。**市長答弁と食い違いが判明。**

9 月 27 日 議員全員に上記の資料が配布され、インドネシアとの交流計画、今回の現地での日程やプレゼンが行われた様子などの説明を受ける。

10 月 1 日 議会閉会日。100 条委員会設置(賛成 12 名、反対 6 名—梶田、野口、金子、山田、新井、滝沢議員)

### <100 条調査特別委員会について>

議場での市長の発言は非常に重いものです。

市長が知らないと言うことの真偽の確認や、今後インドネシアとどの様に交流を進めようとしていたのかなどの確認を行うもので、これは、警察などが行う捜査とは全く異なり行政事務が適正に行われていたのか調査するものです。また、私的であれどこの国、都市とも自由に交流を進めてきて良いと市長は答弁していますが果たして、職員、議員が自由勝手にやったのでは、市側が混乱を招くのでは無いでしょうか。

## (4)100条調査権の目的

100条調査権の目的は、警察の捜査と目的を異にする。すなわち、警察の捜査目的は一般的に犯罪が発生した場合、犯人を検挙することを目的としているといえる。これに対し、100条調査の目的は、地方公共団体の事務にかかわる範囲で起こった不祥事件等に対し、当該不祥事件等が発生するに当たった原因として、当該団体の組織や人事管理に問題がなかったのか、不祥事件等が起こった背景はどのようなものであるのか、事務の執行が適正に行われていたか、そして今後どのようにすればこのような不祥事件等が起こらないような体制を築くことができるのか、つまり、当該団体として当該事件等の再発防止をするにはどうすればよいのか、について調査することを目的としている。

つまり、議会が執行機関とは違う立場から行政の適正執行、再発防止を調査の目的とするからこそ100条調査の必要性があり、この目的に沿った調査は警察や検察の調査の対象外であり、議会にしかできないものである。そこにこそ100条調査の意味がある。

百条調査ハンドブック 廣瀬和彦(ぎょうせい)

議員 議会での発言の真偽は百条調査の対象となるのか

助言者 議会における発言は慎重に行う必要がありますが、その内容によっては問題となり、その結果、真偽を明らかにするため百条調査権を発動すべきであるとの意見が出ます。議員の発言内容についての調査つまり議会の規律に関する事項は当該団体の事務に該当しますので、議会は百条調査を行うことができます。これについては、議会内部の問題は一般的に百条調査権を付与しなくても解明できますので調査権の対象とすることに消極的な見解も聞かれますが、議員の発言内容が執行機関や住民に関係している場合は調査権を行使し、証人を喚問し記録の提出を求める必要があります。したがって議会内部の問題であるから百条調査の対象外とするのではなく、発言の内容等によって調査権の発動を決定すればよいでしょう。

「議員」と有るところは「市長」と読み替えて下さい

議員・職員のための議会運営の実態 9 巻一 地方議会研究会編著(自治日報社)

議員 百条調査ではどの様な経費がかかるのか

助言者 百条調査を進めるに当たって各種の経費を要しますが、おもなものとしては印刷費、速記料(録音テープの反訳)、旅費、証人の費用弁償等をあげることができます。印刷費や速記料は百条委員会の記録を早急に、正確に作成する必要によるものです。証人に虚偽の証言があるかどうか、虚偽と思われる発言をしたときは委員会記録によりその有無を確認する必要があります。旅費は委員派遣に要することから、できる限り要点でなく全文記録を次の委員会まで作成することが望まれます。旅費は委員派遣に要するもので、調査事件本来の調査のほか百条調査を行った他の議会へ勉強に行く経費や、臨床尋問に代わる委員派遣の経費および証人や参考人に対する旅費、日当等です。この中で百条調査を行った議会へ行き、運営上の問題点を調査し関係議員や事務局職員から苦勞の状況を聴くことは、調査がオーバーランしないためにも必要なことと思われる。

議員・職員のための議会運営の実態 9 巻一 地方議会研究会編著(自治日報社)

# 飯能市 アクションプラン (海外視点の導入) の基本的な考え方 及び 8月インドネシア訪問概要書

2013年8月16日  
DNASTYLE株式会社  
PT.SEIBO Indonesia  
(社) Induk KUD JAPAN

今回のプロジェクトの意味

大久保 飯能市長の大胆施策 2 2

- ◆ 行政を変える！
- ◆ 暮らしを豊かに！
- ◆ 「飯能」を売り込む！外交力

市長給与の削減

★ 独自財源の確保と拡大

政策実現室の新設

予算の有効活用

入札制度の見直し

区画整理の推進

子ども医療費無償化の拡大

クリーンセンターの利用性の向上

入間川の水を市内全戸に給水

市役所サービスの向上

県西部サミットの開催

★ 本物の森林文化都市の実現

メガソーラーの設置

★ 企業誘致の積極的な展開

溪流釣り・川遊びの聖地の再生

★ 飯能をサイクリングの聖地に

日本一の萩の里

道の駅の開設

奥武蔵源流の名水の販売

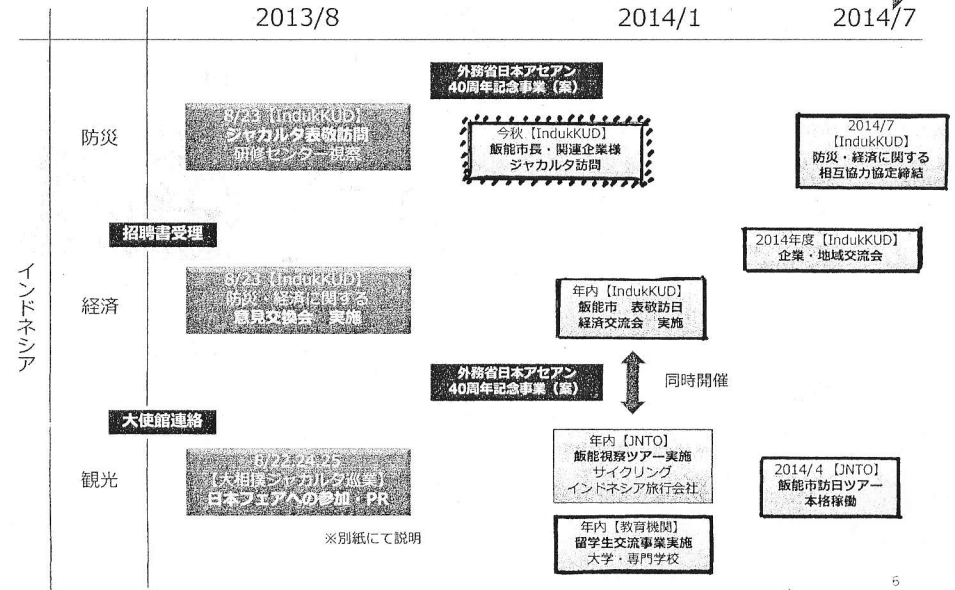
★ 財源につながる観光行政

空き家対策

★ まちなかの賑わいの再生

Go for it! スケジュール (案)

目的を持ち、継続的な活動



現地の関係各所の方々とのコネクションづくり。  
メディアへの露出を図り、積極的に活動。

全ての活動について、レポート作成、写真を保存いたします。